

「福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ」算定の「見える化要件」について

特定非営利活動法人ハンディキャップサポートすまいるウイズ

見える化要件とは、福祉・介護職員等処遇改善加算の取得状況や賃金改善以外の処遇改善に関する取り組み内容を外部から見える形で公表することです。要件に基づき、下記の通り公表いたします。

【加算の取得状況】

- ・福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

【賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容「職場環境等要件」】

<p>入職促進に向けた取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
<p>資質の向上やキャリアアップに向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながらより専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する強度行動障害支援者養成研修や、中堅社員に対する児童発達支援管理責任者研修の受講支援等 ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
<p>両立支援・多様な働き方の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実整備 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトの導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
<p>腰痛を含む心身の健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援や毎日の腰痛対策の実施 ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
<p>生産性向上のための業務改善の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
<p>やりがい・働きがいの醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ・利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ・支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供